

日機協共済制度

団体定期保険

日本機械土工協会共済制度の団体定期保険についてご紹介いたします。
 日機協共済制度の団体定期保険は、協会の第2次構造改善事業の一環で、従業員の福利厚生事業として、平成7年10月に立ち上げました。
 今日まで25年の間、制度を運営しています。会員企業の従業員が万が一のために24時間保障をする保険としていざという時のお役に立っております。
 いつでもご加入いただけます。またご加入の会員事業所は、いつでも増額できます。
 未加入の会員様は、ぜひご検討ください。
 〈加入資格〉
 協会加入会員企業の役員、従業員で、年齢14歳6か月超70歳6か月以下の方です。



この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属(加盟)事業所の所属員等の方にご加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続してご加入いただくことができます。
- ご加入者(被保険者)の死亡・高度障がいに対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。



主な保障内容

以下の場合に、保険金をお支払いします。

※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障が終了します。

死亡保険金と高度障がい保険金を重複してお支払いすることはありません。

【主契約】

死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
高度障がい保険金	保険期間中に、加入日(*)以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

(*)保障額を増額する場合、増額部分については、「加入日」を「増額日」と読替えます。

保障額と掛金

対 象	コース	死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	月払掛金(概算)
本 人	A	1,000万円	5,000円
	B	800万円	4,000円
	C	600万円	3,000円
	D	400万円	2,000円
	E	200万円	1,000円
	F	100万円	500円
	G	50万円	250円